

委員会提出議案第4号

加西市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

別紙、「加西市議会会議規則の一部を改正する規則」を議決されたく、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和3年11月30日提出

加西市議会議長 原田 久夫 様

提出者 議会運営委員長 土本 昌幸

加西市議会会議規則の一部を改正する規則

加西市議会会議規則（昭和50年加西市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第50条第1項中「、登壇してしなければならない」を「にしなければならない」に改め、同項ただし書を削る。

第85条を次のように改める。

（会議録の配布）

第85条 会議録は、議員及び関係者に配布（会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあっては、電磁的方法による提供を含む。）する。

第87条中「議員」の右に「（会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあっては、法第123条第3項に規定する署名に代わる措置をとる議員）」を加える。

第131条を第132条とする。

第8章を第9章とする。

第7章中第130条を第131条とする。

第7章を第8章とし、第6章の次に次の1章を加える。

第7章 協議又は調整を行うための場

（協議又は調整を行うための場）

第130条 法第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）を別表のとおり設ける。

- 2 前項で定めるもののほか、協議等の場を臨時に設けようとするときは、議会の議決でこれを決定する。
- 3 前項の規定により、協議等の場を設けるに当たっては、名称、目的、構成員、招集権者及び期間を明らかにしなければならない。
- 4 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

附則に次の別表を加える。

別表（第130条関係）

名称	目的	構成員	招集権者
議員協議会	議会の運営に関し協議又は調整を行う。	全議員	議長
議会だより編集委員会	議会広報誌の編集及び発行に関し協議又は調整を行う。	各会派から選出された議員	議会だより編集委員長

附 則

この規則は、公布の日から施行する。